

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第44号

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例

静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例（平成18年静岡県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2 (略)			別表第2 (略)		
区分	使用料		区分	使用料	
	静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家			静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家	
勤労青少年	(略)	650円	勤労青少年	(略)	700円
学生・生徒	(略)	650円	学生・生徒	(略)	700円
生徒・児童・幼児	(略)	220円	生徒・児童・幼児	(略)	300円
指導者・引率者	(略)	650円	指導者・引率者	(略)	700円
(略)			(略)		
(略)			(略)		
別表第4 (略)			別表第4 (略)		
区分		利用料金	区分	利用料金	
		静岡県立三ヶ日青年の家	静岡県立朝霧野外活動センター	静岡県立三ヶ日青年の家	静岡県立朝霧野外活動センター
本館等	(略)				(略)
	生徒・児童・幼児	(略)	300円	(略)	300円
(略)	生徒・児童・幼児	(略)	400円	(略)	400円
	(略)				(略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例（以下「新条例」という。）第18条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第4に定める額の範囲内で行うことができる。
- この条例の施行前にこの条例による改正前の静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する条例

第7条第1項の規定により承認した静岡県立焼津青少年の家及び静岡県立観音山少年自然の家の使用に係る使用料の額は、新条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。